

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 関東37 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年 6 月 7 日

【会社名】 阪和興業株式会社

【英訳名】 HANWA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古川 弘 成

【本店の所在の場所】 大阪市中央区伏見町四丁目 3 番 9 号
 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は、東京本社において行っております。）

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座六丁目18番 2 号

【電話番号】 03(3544)2823

【事務連絡者氏名】 理事 経理部長 中川 洋 一

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成25年 4 月 1 日
効力発生日	平成25年 4 月 9 日
有効期限	平成27年 4 月 8 日
発行登録番号	25 関東37
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 50,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額 (円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 50,000百万円
 （50,000百万円）
 （注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
 （下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）
 に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

阪和興業株式会社大阪本社

（大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号）

阪和興業株式会社東京本社

（東京都中央区銀座六丁目18番2号）

阪和興業株式会社名古屋支社

（名古屋市東区東桜一丁目13番3号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	阪和興業株式会社第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.74％
利払日	毎年6月14日及び12月14日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下、「償還期日」という。）までこれをつけ、平成25年12月14日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月14日及び12月14日の2回（以下、「利息支払期日」という。）におおのその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息支払期日が銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割りでこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）10．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成30年6月14日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成30年6月14日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）10．元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年6月7日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年6月14日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下、「担保提供」という。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する（したがって、本社債は、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。）。</p> <p>2. ただし、当該資産の上に担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定できない場合には、当社は社債権者集会の決議を得て本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する。</p> <p>3. 当社が本欄第1項または第2項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保提供をする旨の特約、または当社が自らいつでも担保提供をすることができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1)株式会社格付投資情報センター（以下、「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからBBB+（トリプルBプラス）の信用格付を平成25年6月7日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ

（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511

(2)株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからBBB+（トリプルBプラス）の信用格付を平成25年6月7日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履

行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<http://www.jcr.co.jp/>）の「格付情報」の「当月格付」（http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下、「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い、社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社は、株式会社三井住友銀行（以下、「財務代理人」という。）との間に平成25年6月7日付本社債財務代理契約を締結し、本社債の発行代理人及び支払代理人としての事務、その他本社債に関し当社が必要と認めた事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本社債の社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係及び信託関係を有しない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社は事前にその旨を本（注）6. に定める方法により公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額についてただちに期限の利益を喪失する。
 - 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
 - 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
 - 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
 - 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
 - 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
 - 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (2) 前(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本（注）6. に定める方法により公告する。

6. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙に掲載する。なお、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4. (1)を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 裁判所の認可を受けた前(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下、「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）6．に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
10. 元利金の支払
- 本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】**(1) 【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,500	1. 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,500	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,000	
計		10,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】**(1) 【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	58	9,942

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,942百万円は、その全額を平成25年12月末までに、仕入先への支払い等の一般運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第65期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日) 平成24年11月14日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第66期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月14日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成25年6月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月3日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年6月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年6月7日）までの間において生じた変更は以下のとおりであります。変更箇所については__罫で示しております。当該「対処すべき課題」には、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は下記「対処すべき課題」に記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

「対処すべき課題」

(1) 次期の見通し

欧州債務危機に対する不安感が依然として熾っている一方で、米国経済はリーマンショック以降の家計債務の整理が進んだことから持ち直しの機運はありますが、まだ景気回復ペースは遅く、調整局面にある中国経済も新執行部による経済回復への具体的な打開策が見られないなど、世界経済は全体的に停滞した状況が続くと予想されます。国内経済では新たな経済政策やデフレ経済払拭に向けた日本銀行の大胆な金融緩和効果への期待感が為替や株式市場に良い影響を与えており、震災復興需要もようやく動き出す兆しが見られるなど、景気回復に向けた動きも見られます。ただし、経済の実態面での波及効果はまだ実感できておらず、電力コストの上昇や次々期に予定される消費税増税など国内産業の競争力を削ぐ要因もあるため、先行きへの過度の楽観は禁物と思われます。

(2) 中期経営計画について

当社グループ（当社及び連結子会社）は、平成22年5月に、平成22年度から平成24年度までの3カ年にわたる中期経営計画を策定し、重点課題の達成に向けた取り組みを進めてまいりましたが、平成24年連結会計年度においてその計画期間は終了いたしました。

今中期経営計画では「激動する環境変化に適応し、独自性の高い揺るぎなき事業基盤と収益構造を構築する。」をテーマに掲げ、以下のような3つの基本課題を設定し、その課題の実現に向けて6つの成長戦略に基づいた活動を進めてまいりました。

《基本課題》

- 国内市場での競争優位性の向上
- 環境・リサイクル分野への対応
- 海外展開の更なる強化

《成長戦略》

- ユーザー系商社としてのコア事業の強化
- 拠点強化とマンパワー投入による海外への積極展開
- リサイクル事業の強化と総合化の推進
- 環境・エネルギー関連ビジネスでの展開強化
- 積極的な事業投資やパートナーシップの構築
- 高い機能を提供できるプロフェッショナル人材の育成

上記の基本課題、成長戦略に係る平成24年連結会計年度における主な進捗状況は、次の通りです。

鉄鋼事業では、国内営業拠点として、平成24年4月に岡山営業所を新設し、地域需要に対する営業体制を一層充実させた他、鋼板加工業の廣内圧延工業(株)や鋼材卸売業の(株)カネキを新たに当社グループに加え、短納期・小口取引への対応力や加工機能の強化を進めております。また、堺流通センター、九州流通センターが平成24年4月に営業を開始し、関西地区、九州地区での取引先の利便性向上に寄与するべく、在庫機能の充実を図っております。海外への展開については、ASEAN地域中心に引き続き出資などにより地元資本の加工業者や卸売業者との関係をより強化するとともに、日系自動車メーカーの進出が顕著なメキシコに事業所を新設した他、平成25年9月稼働を目指してコイルセンターを建設中です。

金属原料事業では、平成23年8月に設立した阪和メタルズ(株)がステンレス・ニッケルスクラップの集荷実績を伸ばし、ベースメタル類のスクラップ取扱いも開始しました。また、海外においても、平成26年に稼働する出資先のOM HOLDINGS LTD. からの販売権獲得を始め、合金鉄や鉱石類の輸入及び三国間取引などを強化するべく、ASEANやインド、中東などのユーザー開拓と海外サプライヤーとの仕入ネットワーク構築を進めておりま

す。

非鉄金属事業では、主力のASEAN地域でインドネシアの地場資本との合併によりASEAN地域でのリサイクル原料の販売、加工事業を立ち上げた他、リサイクル原料の輸出や三国間取引、現地取引の拡大にも取り組んでおります。また、アルミ脱酸材製造・アルミリサイクル加工業の正起金属加工(株)に一部出資し、リサイクル原料の加工分野にも注力しています。

食品事業では、東南アジアやアフリカ、カナダ向けの輸出取引を伸ばしている他、米国での合併会社であるSEATTLE SHRIMP & SEAFOOD COMPANY, INC.も小売流通業者や外食産業向け販売が拡大しております。また、国内でも平成24年11月にハンワフーズ(株)を設立し、川下分野への加工製品の開発・販売に注力しております。

石油・化成品事業では、サービスステーションやホームセンター向けのガソリン、灯油販売の拡大など小売分野での拡販を継続しております。また、子会社のトーヨーエナジー(株)と連携した軽油販売の拡大や末端流通の系列化なども進めております。化成品分野では、合成樹脂製日用雑貨類のスーパー、ドラッグストア、コンビニ向けの販売も引き続き注力しております。

その他の事業では、木材事業において、ハウスメーカー、パワービルダーなどエンドユーザー向けの製材品の販売が拡大しております。また比較的手薄だった合板以外の面材品販売についても注力しております。

企業体制作につきましても、引き続きコンプライアンスの徹底と、コーポレート・ガバナンスや内部統制の強化に努めております。平成24年4月より、業容拡大に対応するコーポレート・ガバナンス体制強化の一環として、執行役員制度を導入し、よりきめ細かな業務執行体制の構築と意思決定の迅速化、効率化を図っております。また、「内部統制システム整備に関する基本方針」に則って企業を運営していくと共に、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応として、内部統制課が当社の内部統制システムの有効性検証、システム改善を継続して実施しております。

これらの成果を踏まえて、当社グループは平成25年5月に、新たに平成25年度から平成27年度までの3カ年にわたる中期経営計画を策定いたしました。

新中期経営計画の概要は以下の通りです。

《テーマ》

「中長期的な国内外市場の変化を見据えた事業構築と経営基盤の強化を目指す。」

《企業戦略の骨子》

・人材・組織のベーシック理念 ～プロフェッショナル & グローバル～

・3つの戦略概念

ユーザー系スタンスの徹底

企業活動の多様化

グループ一体経営の推進

・共鳴型経営 ～バリューチェーンの最適化～

3つの戦略概念を各事業セグメントの活動における基本とし、メーカー・サプライヤーからユーザーにいたるバリューチェーンの中でその効率化や全体最適を目指して、当社グループの事業領域を広げ、ユーザーの満足度を最大化していきます。

当社グループとしましては、今後、これらの事業戦略を継続して実行していくことで、阪和グループの総合的な企業価値の向上と持続的な企業成長を実現させ、更なる顧客満足度の向上を図り、合わせて社会貢献にも目配りしてまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

(中略)

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成25年5月に平成25年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定しました。本中期経営計画のテーマとして、「中長期的な国内外市場の変化を見据えた事業構築と経営基盤の強化を目指す。」を掲げ、達成すべき具体的な事業戦略を設けております。当社は、具体的な事業戦略を着実に実行していくことで、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化が図れるものと考えております。

(後略)

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

阪和興業株式会社大阪本社

(大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号)

阪和興業株式会社東京本社

(東京都中央区銀座六丁目18番2号)

阪和興業株式会社名古屋支社

(名古屋市東区東桜一丁目13番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。